

学習用端末持ち帰りのルール

蟹江町教育委員会
蟹江町立蟹江小学校

児童生徒のみなさんへ

1 目的

学校から貸し出しされる学習用端末は、学習活動のために使うことを目的としています。学習以外のことに使用してはいけません。

2 学習用端末利用のルール

- ・学習用端末は丁寧に扱い、紛失・故障及び破損等がある場合はすぐに学校に報告してください。
- ・動画視聴やメール機能など、学習以外での利用はしないでください。
- ・授業で使用した教材などは、不特定多数の人の目に触れるサイト等にアップしません。また、端末内のデータ（写真等）や個人情報は、インターネット上を含む端末外へ持ち出さないでください。
- ・人物の写真を撮る場合は、相手の許可を得てください。
- ・他人を攻撃するようなコメント、傷つけるような行為はしないでください。
- ・学習用端末は、操作や閲覧履歴が残ります。不適切なサイトへにアクセスしないでください。
- ・ID やパスワードを変更しないでください。
- ・与えられたアカウントは適切に管理し他人に教えないでください。
- ・アプリやソフトのインストールはしないでください。
- ・他人への又貸しはしないでください。
- ・自宅以外へは持ち出さないようにしてください。
- ・破損・水濡れ・紛失・盗難等には十分に注意してください。
- ・家庭の個人端末への接続やデータ移行又は学習用端末に個人アカウントでログインしないでください。
- ・学校で使用しているアカウントを個人の端末で使用しないでください。

3 学習用端末の取り扱いについて

- ・端末についているシールははがさないようにしてください。
- ・端末に個人のシールや印、ストラップ等にはつけないでください。
- ・端末を持ち帰るときは、ランドセルか手提げ袋に入れてください。
- ・端末を他の人に渡さないようにしてください。また、友達同士でも端末を交換しないでください。
- ・貸与する端末は精密機器です。雑な扱いや上に物を置く、車の中や夏場の屋外など高温多湿の環境に長時間放置する、お風呂やトイレやキッチンなど水気のある場所で使用するのは絶対にしないでください。

保護者の方へ

1 持ち帰りの前に

- ・学校より配布される「学習用端末等の持ち帰りに関する同意書の提出について」の内容を確認して必要事項を記載のうえ、「学習用端末等の持ち帰りに関する同意書」を学校までご提出ください。
- ・貸与された端末は、貸与されたときから学校を卒業するときまで、もしくは、転居等により転校するまで継続して使用いたします。

2 端末の故障・紛失について

- ・故障の際はご自身で修理等をせず、必ず学校へご連絡をお願いします。紛失及び盗難の疑いがある際は端末のロック等、緊急の対応が必要のため、すぐに以下の対応をお願いいたします。
- ① 保護者(本人)から学校へご連絡ください。
- ② 必要に応じて警察へ連絡・相談を行ってください。
- ・故障に過失が認められた場合や紛失の際は、修理費等費用をご請求させていただく場合があります。

<費用のご請求につながる例>

- ①水気のある場所や飲料の入ったコップ等の近くで利用し、水没による破損及び故障
- ②上に物を置いたり、投げ捨て叩きつけたりする等の行為に起因する破損及び故障
- ③高温多湿環境での長時間放置や利用による破損及び故障、置き忘れ等、使用者の不注意による紛失

3 返却について

- ・返却時に端末に汚損・破損がある場合はその状況をご報告していただきます。
- ・返却された端末のデータは消去します。
- ・返却された端末は別のお子様が使用しますので、丁寧に扱うように指導してください。

4 その他

- ・児童生徒に向けた「学習用端末利用のルール」をお子さまとよくご確認ください。
- ・ご家庭のネットワーク環境に接続してもフィルタリングは機能します。
- ・「どのサイトにいつアクセスしたか」の履歴が端末上に残る設定になっております。
- ・不適切な活用が見受けられた場合は閲覧または操作履歴の確認等を実施し、利用を停止する場合があります。
- ・万が一の事態に備え、個人情報に当たるもの、外部へ流出して困るものに関しては、貸与する端末に保存しないように指導していますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。
- ・貸与する端末は学校の授業で使用しています。学校にて使用していない間は充電していますが、ご家庭での活用の中で、バッテリー残量が概ね30%以下になった場合は適宜充電を行ってください。